



令和6年1月30日

江東区長

大久保 朋 果 様

江東区特別職報酬等審議会

会 長 中 村 浩 紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

令和6年1月18日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 浩 紹

会長職務代理者 中 山 由 紀

委 員 金 田 恵美子

委 員 笹 本 英 之

委 員 眞 貝 裕利子

委 員 鈴 木 健 之

委 員 徳 楽 誠 二

委 員 早 坂 治 子

委 員 向 井 眞 幸

委 員 渡 辺 哲 三

令和5年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、令和6年1月18日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

- (1) その職責の重要性に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- (2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。（均衡の原則）
- (3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

3 特別職の職責について

急増を続けた本区の人口は、令和4年に53万人を突破し、今なお増加し続けている。こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、複雑・多様化する区民要望に対する確に対応するため、より高度な判断力と実行力が求められており、その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。教育長については、教育委員長の職務と統合されて以来、教育行政について大きな権限と責任を担っており、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化し続ける中、多様な教育ニーズに合わせたきめ細かな教育施策の推進がより一層求められている。

また、区議会議員においても、区政課題解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められるとともに、区的意思決定と行政のチェックを

行う機関として、その役割と職責の重要性は増している。

発展を続ける本区においては、人口増加に伴う行政需要の高まりへの対応はもとより、地下鉄8号線延伸やゼロカーボンシティの実現、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応など、取り組むべき課題は年々増加している。

このような様々な喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めているところである。令和5年度の同勧告における改定は、月額0.98%の引き上げ、特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数0.10月の引き上げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり改定が行われたところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成29年度以降、据え置かれた状況が続いているが、今年度の他区における特別職の報酬等の改定状況を見ると、一部で据え置きがされているものの、現時点で、月例給で18区、期末手当で19区において引上げ答申がされたところである。

また、令和5年6月1日時点での年収の額について本区と他区との特別職を比較すると、区長については上位から6番目、その他の役職では5番目から12番目となっており、特別区の平均額と比較するといずれも高い水準にある。一例として区長の年収の額についてみると、特別区の平均額を678,645円上回っている状況である。

日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は、このところ一部に足踏みもみられるものの、緩やかな回復が続くことが期待されているが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクがあり、物価上昇や中東地域をめぐる情勢等の影響に十分注意する必要があるとされている。

一方、本区の財政状況については、歳入の根幹を占める特別区税や特別区交付金は、堅調な推移を見せている一方、景気動向に左右される脆弱な構造であり、ふるさと納税による減収拡大や国による税源偏在是正措置による影響とも重なり、中・長期的には楽観視できる状況ではない。また、歳出面

でも、物価高騰への緊急支援策や子育て支援の拡充など、予断を許さない状況に変わりはない。

また、本区の特別職や区議会議員を取り巻く状況として、令和4年7月に、本区発注の業務委託契約に関する秘密事項を漏らすよう区職員に働きかけ等を行ったとして、区議会議員があっせん収賄容疑で逮捕・起訴され有罪となったほか、令和6年1月には、自身の選挙の際に、有料動画広告の掲載や買収を行ったとして前区長が公職選挙法違反容疑で、また、3名の区議会議員も被買収容疑で在宅起訴されるなど、区民の区政への信頼を揺るがす事件が立て続けに発生しているところである。かかる事態に直面した多くの区民の感情は、区政の健全かつ透明・クリーンな運営がなされることを強く求めている。

5 結 論

以上を踏まえた結果、報酬等の額の適否については、物価高騰が続く社会情勢や、それに伴う他区や民間での賃上げ傾向を踏まえるとともに、少子高齢化の進行等に伴い停滞する地域の活力向上等の課題に対する取り組みを期待し、報酬等の額を引き上げるべきであるとの意見もあった。しかしながら、区議会議員のあっせん収賄事件、前区長や区議会議員の公職選挙法違反容疑による起訴等、区政を取り巻く直近の状況を鑑みると、区民の区政への信頼は大きく失墜したと言わざるを得ず、給料・報酬月額、期末手当のいずれについても据え置きとすることが適当であるとの結論に至った。

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民の信頼回復に向けて尽力されることを期待するものである。